

蒲情・個・行審答申第5号

(諮問第5号)

件名：軽自動車税の賦課処分取消事件

## 答 申

### 第1 審査会の結論

蒲郡市長が審査請求人に行った令和7年5月7日付令和7年度軽自動車税（種別割）納税通知書に係る賦課処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求は、これを棄却するのが相当である。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

##### (1) 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

##### (2) 審査請求の理由

ア 本件処分に係る車両（以下「本件車両」という。）が、13年経過後は、環境保全や資源を大切に使用する見地からすると車検を受けており、排ガスは基準値以内であるため、年税額が12,900円と高くなることについて容認できない（争点）。

イ 他に、自動車業界への意見、重課税された軽自動車税の還付又は補助金制度の創設、ラグーナへの補助に対する意見、行政不服審査における審理員の指名における公正な対応等について主張している。

#### 2 処分庁の主張

##### (1) 弁明の趣旨

本件審査請求の棄却を求める。

##### (2) 弁明の骨子

ア 本件処分は、本件車両の初回車両番号指定が平成19年9月であったことから、初回車両番号指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以降の年度に該当するとして、地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）による改正前の地方税法（昭和25年法律226号。以下「旧法」という。）第463条の16及び蒲郡市市税条例の一部を改正する条例（令和8年蒲郡市条例第18号）による改正前の蒲郡市市税条例（昭和29年蒲郡市条例第10号。以下「旧条例」という。）第71条第1項の規定を適用して、年税額12,900円とする本件処分を適正に行ったものであり、違法及び不当な点はない。

イ 法及び条例が改正された理由は、制度導入の際には、新車として発売された時点における排出ガス性能が、現在のガソリン車の排出ガス規制値の二倍

以上悪い車を対象とすることを基本的な考え方とし、軽自動車税の見直し時には、環境政策との関係なども含め、総合的に勘案し設定したとの国会答弁を根拠に、排出ガス性能だけでなく総合的に勘案して設定したものと主張した。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 審理員の意見

本件処分について旧法及び旧条例の定めるところにより適正に執行されており、違法性はない。よって、本件審査請求には理由がないことから、審査請求は棄却されるべきである。

なお、審査請求人の主張として挙げられている、自動車業界への意見、軽自動車税の還付又は補助金制度の創設、ラグーナへの補助に対する意見、行政不服審査における審理員の指名については本件審査内容となる軽自動車税の賦課とは関連がないことから聞きおくものとする。

#### 2 意見の理由

争点について

- (1) 審査請求人も、本件処分が旧法及び旧条例に基づいているものであることは認識しており、処分の違法性については争点ではないことを確認した。
- (2) 審査請求人は、旧法及び旧条例に基づく重課措置が、13年経過した車両が環境に良くないとする理由であることを不服としており、旧法及び旧条例自体が容認できないと主張している。
- (3) 審査請求人は、旧法及び旧条例に不服があるため、重課措置により納付された税を返すための条例や補助金制度の創設を主張している。

#### 3 審理員による審理経過

|            |                                        |
|------------|----------------------------------------|
| 令和7年 7月30日 | 審理員の指名                                 |
| 令和7年 8月 6日 | 弁明書の提出要求（提出期限8月20日）                    |
| 令和7年 8月20日 | 弁明書の受理                                 |
| 令和7年 8月26日 | 弁明書の送付及び反論書等の提出要求<br>（提出期限9月22日）       |
| 令和7年 9月 3日 | 反論書の受理                                 |
| 令和7年 9月25日 | 再弁明書の受理                                |
| 令和7年10月 6日 | 再反論書の受理                                |
| 令和7年10月20日 | 再々弁明書の受理                               |
| 令和7年10月30日 | 再々反論書の受理                               |
| 令和7年11月11日 | 口頭による意見の陳述及び資料等の提出要求<br>（提出期限 11月 21日） |
| 令和7年11月14日 | 口頭による意見の陳述及び資料等の提出<br>（提出書類に不備有）       |
| 令和7年11月17日 | 口頭による意見の陳述及び資料等の再提出                    |

令和7年12月17日 口頭意見陳述の実施  
令和8年 1月16日 審理手続終結の通知  
令和8年 1月26日 審理員意見書の提出

#### 第4 調査審議の経過

令和8年 2月 6日 審査庁から諮問受理  
令和8年 5月11日 口頭による意見の陳述の希望確認及び主張書面等の提出要求（提出期限令和8年5月22日）  
令和8年 5月15日 処分庁からの口頭説明及び審議  
令和8年 5月20日 口頭による意見の陳述希望回答書の受理  
令和8年 5月26日 主張書面の受理  
令和8年 6月 5日 口頭意見陳述の実施及び審議

#### 第5 審査会の判断

##### 1 本件処分に係る関係法令等の定めについて

- (1) 軽自動車税は、旧法第 443 条第 1 項において、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し当該軽自動車等の所有者に種別割によって、それぞれ当該三輪以上の軽自動車及び軽自動車等の主たる定置場所在の市町村が課するものとされており、旧条例第 68 条第 1 項において、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課すると規定されている。
- (2) 軽自動車税種別割の賦課期日は、旧法第 463 条の 16 において、4 月 1 日とされており、旧条例第 71 条第 1 項においても同様に規定されている。
- (3) 自家用の軽自動車等に対して課する種別割の税率は、旧法第 463 条の 15 第 1 項第 2 号ハ（1）（ii）及び旧条例第 70 条第 2 号ウ（ア）において、年額 10,800 円とされているところ、旧法附則第 30 条第 1 項及び旧条例附則第 26 条第 1 項において最初の道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割の税率は、旧条例第 70 条の規定にかかわらず、年額 12,900 円とすると規定されている。

##### 2 争点について

本件の争点は、第 3、2 で整理されているとおりである。

##### (1) 本件処分の違法性又は不当性について

本件処分は、審査請求人から提出された軽自動車税納税義務発生申告書の内容を踏まえて、旧法及び旧条例の規定に従って適正に賦課されており、違法又は不当な点はなかったと判断する。また、反論書等の内容及び口頭意見陳述から審査請求人も本件処分が旧法及び旧条例に基づいて行われていることは認識しているものと認められる。

(2) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、旧法及び旧条例に基づく重課措置が、13年経過した車両が環境に良くないとする理由であることを不服としており、旧法及び旧条例自体が容認できないと主張している。

審査請求人は、旧法及び旧条例に不服があるため、重課措置により納付された税を返すための条例や補助金制度の創設を主張している。

審査請求人は上記のとおり主張するが、この主張は全て現行の法令に対する不服と認められる。

しかし、行政機関である処分庁は、現行の法令を所与のものとした上で、これを誠実に執行すべき立場にある。また、同じく審査庁においても、現行の法令を所与のものとしたうえで処分が現行の法令に適合したものであるかどうかを判断することをその職分とするものであって、現行の法令に対する不服について審査する立場にはない。行政不服審査制度は行政処分の法令等への適合性及び妥当性を判断する手続であり、審査請求人の主張する法及び条例に対する不服に基づいた還付条例の制定や補助金の創設等、制度そのものを判断するものではない。

以上のことから、これらの主張は審査会の判断を左右するものではないと考える。

3 審理経過について

第3、3の審理員による審理経過によると、弁明書の送付、反論書及び証拠書類等の提出並びに口頭による意見の陳述及び資料等の提出について、文書により審査請求人に通知しており、適切に反論等の機会を与えている。その手続は行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に従い、適正に行われたものと認められる。

4 結論

以上のことから、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。